

平成30年あきる野市農業委員会 8月総会議事録

平成30年8月24日（金）午後1時30分、平成30年あきる野市農業委員会8月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の進達について |
| 第3号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第4号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 第5号議案 | 生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について |

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さん、こんにちは。それでは定刻となりましたので、ただ今から、平成30年あきる野市農業委員会8月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい中、また台風が過ぎ去った中、いろいろと畑等見たいところだと思いますけれども、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。毎回、この総会のたんびに台風の話をしているようで、今回もまた台風が、逸れてはいましたけれども、かなりの雨が降りまして、皆さんの畑の方はいかがでしたでしょうか？また、台風の被害がかなり日本各地に及んでいまして、農作物なんか高騰するとは言うんですけれども、やはり時期的なものもありまして、物によってはかなりダブっているような状況も見受けられるので、うまくさばけないかな、なんていう風に考えておりますけれども、野菜はできるだけ適正な価格で売れば一番皆さんありがたい話だと思うので、ぜひ売れ残らないようお願いしたいと思います。また、総会の後半と言いますか最後の方なんですけれども、武蔵引田駅の北口区画整理の場所を生産緑地指定というのが急遽出て参りまして、これは区画整理事業が開始されている区域内であります、生産緑地として指定していただきたいという事で、ご協力をお願いいたします。また、今日の議案はそんなないと思うのですが、スムーズな審議にご協力をいただきまして、よろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、8月16日に東京都農林水産振興財団青梅庁舎で開催されました西多摩農業改良普及事業協議会、平成30年度通常総会に事務局長とともに出席いたしました。諸報告は以上です。それでは、本日の署名委員は唐澤委員と橋本和夫委員になります。よろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は、笹本委員が欠席のため、農業委員14名、推進委員5名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案は関連案件ですので一括で審議いたします。それでは、収受64、65を、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動については、これを相当と認め許可するものとする。平成30年8月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受64 朗読)

(第1号議案・収受65 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて収受64、65について、担当の栗原晋二委員、説明をお願いします。

(栗原晋二委員) はい。今、事務局から説明がありました通りなんですけど、●●歳で、○○○をやめて畑をするというような事で、こういう案件が出ました。△△△さんの畑を借りて、□□□さんの畑を譲り受けることになります。地図は11ページをご覧ください。現地調査は事務局と8月20日に行って参りました。左下にプールがあるんですけど、これは以前の●●●のプールです。そして、○○○○さんの屋敷の上の所が譲り受ける畑、2筆です。そして、借りる所はその上にある5筆です。3反歩へ合わせるような現況ですけど、畑をこれからやるからというような話で、議題に取り上げてもらいました。以上です。よろしくお願いします。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原晋二委員より説明をしていただきました。何か質問はございますか？

(橋本和夫委員) これは、現状はどのような状況なんでしょうか？畑として機能しているのでしょうか？

(事務局) 収受64については、場所がちょっと傾斜なんですけれども、機械も入れるような場所で、畑として機能しております。きれいになってある所もありましたので、そこは問題ありません。収受65ですが、結構斜面地の所で、元々雑木なども多かった所ではあるんですけども、すでに今、この○○さんの方で開墾をして、開けるようになって、すでに何本か果樹を植えたりという形で、使える形には現状なっております。

(小川委員) この場所は軟弱野菜とかできる場所なんですか？それとも果樹園とかそういうのに？

(事務局) 収受64の方は、いろいろな野菜はできると思います。この周りの所にもいろいろな野菜が作っております。収受65については、野菜というよりは果樹系、斜面で機械もちょっと厳しそうなので、果樹をやるというような形で伺っております。

(小川委員) それで、面積要件を満たすように追っ付けたというような形ではなくて、ちゃんとやってもらえるという事で、いいのでしょうかね？本人もちゃんとできるという状況ですね？

(事務局) そうですね。ご本人もそのように仰っていますし、大丈夫かと思えます。

(平野委員) 収受64なんですけれども、これは、基盤強化促進法を使わない理由というのはあるんですか？

(事務局) 基盤強化促進法は認定農業者と新規就農者の方しか使えませんので、3条の使用貸借という形で・・・

(平野委員) あ、そうですね。だから、普通、認定農業者だったら基盤強化促進法でいい訳ですね？

(事務局) そうですね。認定農業者さんが借りるという事であれば、基盤強化促進法でできます。今回は認定農業者さんではありませんでしたので。

(平野委員) 分かりました。

(嶋崎委員) これは、○○さんがやる訳ですよね？この方は五日市とかでファーマーズに入っているのですか？

(栗原晋二委員) 入ってないです。あの、●●歳まで○○○にいて、そして畑を始めるというような事で、今回の申請になっております。

(事務局) あの地域ですと、五日市ファーマーズというよりかは、瀬音の湯の方、販売するのであ

れば、瀬音の湯の方になると思いますが、今まで持っていた所を含めて農地を拡大していくので、そこは追々かなと思います。

(嶋崎委員) 規模からいくとね、作ってそのままじゃ勿体無い気がするんですけど。これだけの規模をやるんだったら。それはやっぱり計画がないと、せっかくやっても結局ささらほうさらになっちゃうんですね。

(事務局) そこは、多分これから少しずつやっていった上で、追々だと思しますので。

(嶋崎委員) では、よろしくをお願いします。

(議長) 他にご質問は?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受64、65について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして、第2号議案、経由5について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、2ページをご覧くださいと思います。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の進達について。農地法第4条第1項の規定による次の許可申請については意見を付して同法施行令第7条の1の規定により東京都知事に進達するものとする。平成30年8月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・経由5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして経由5について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明させていただきます。8月20日に事務局2人と現地調査に行っ
て参りました。地図は12ページをご覧ください。現地は●●の交差点の●側、○○○-○で
す。この北側に○○△△△さんという家がありますが、ここが今は、申請人の○○○○○さん
の自宅になっております。現地は約●●●㎡の農地の中の、一部の●●●㎡を駐車場用地とし
て使いたいというような申請でございまして、現況としましては草の管理もされていまして、
きれいに農地として使っておりました。周りもほとんど住宅に囲まれておまして、また、高
齢の○○○さんはお姉さんと二人暮らしという事で、この自宅と自宅の北側をアパートに建て
替えるという事で、その駐車場の用地として必要だという事での申請でございまして。そのよう
な事情ですので、周りもほとんど住宅ですし、私は致し方ないかなと思いましたが、詳しくは
事務局の方からよろしくをお願いします。

(事務局) はい。引き続き、転用理由について説明させていただきます。それでは、読み上げます。

(転用理由書 朗読)

以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ござい
ますか?

(嶋崎委員) 現状はどんな形になっていきますか?畑という地目で、実際には?

(事務局) 現状は作付けはされておませんが、まっさらな状況の土地になっております。

(嶋崎委員) 草畑ですか？

(事務局) 草はないです。草刈りなどは結構まめにやってらっしゃって、東京都の方達と現地調査に行った時も、すごくきれいな状況でした。

(議長) 他にご質問はございますか？

(谷澤職務代理) あの、地図で見ると、畑の所に何かあるようですか？

(事務局) すみません。地図が古いので、補足させていただきますと、この土地の右側に物置のような物がありますが、これは今は全くございませんで、この〇〇△△△さんの自宅の南側にすでにアパートが建っているんですね。それで家の北側にそのアパートの駐車場があるんですけども、今回この家の所と北側の駐車場をアパートにするという事で、既存の駐車場がなくなってしまうという事と、新しく建てるアパートの駐車場としてこの土地を使用したいと、そのような申請になっております。なので、今は全く何もないです。

(谷澤職務代理) 今はなくても、昔はあったという事ですよ？

(事務局) 建物と言うか、おそらく物置ですね。航空写真を見たら、トタンの物のようでした。

(議長) 他にご質問ありますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、経由5について、農地法第4条の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして第3号議案、番号1について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、3ページをご覧くださいと思います。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成30年8月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて番号1を担当の谷澤委員、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。それではご説明いたします。これは故障による主たる従事者証明という事で、面談の方はこちらに書いてある通り、7月20日、事務局と都市計画の職員と3人で行って参りました。本人は〇〇〇で△△△△というところで、とても農業ができるような状態ではないという事が確認できました。現地調査の方は事務局と都合が合わず、8月17日に1人で行って参りました。地図は13ページになります。●●●●駅の●側の踏切を●●●●の方に行って、●●●●の先を●に、狭い道を入った所です。現地はもう故障ということで、草は生えていたのですが、春先に植えたのでしょうか、ナスが10本程度植わって、それも草に隠れるような状態で、これに関しましては、故障という事ではないのかなという感じがいたしました。以上です。

(議長) それでは診断書について、事務局より、説明願います。

(事務局) はい。ご説明いたします。特に病名はないのですが、病院の方の見立ては、農業に従事

することは不可能という事で、総合的な判断という事で出ております。谷澤職務代理も仰っていた通り〇〇〇ですので、農業は不可能という事です。以上です。

(議長) ただいま、事務局と谷澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようなので、番号1について〇〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして第4号議案、番号1について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、4ページをご覧くださいと思います。第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。平成30年8月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて番号1を担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る8月20日、事務局2名と現地の方を見て参りました。地図は14ページをお願いします。場所は五日市街道、秋川ファーマーズセンターとマイムの間の道を●に行った所なのですが、こちらはもう何年も耕作されていない草畑でした。真ん中辺りは耕耘されていて、回りをちょっと除草剤をかけたような跡がありまして、今後ちょっと草の方が多分多く出るんじゃないかとは思いますが、〇〇君は結構まめに良くやっていますので、そういう事では問題ないかと思えます。また〇〇君はファーマーズセンターの会員でもありますので、ひとつ、よろしくをお願いします。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして第4号議案、番号2について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて番号2を担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。8月20日に事務局と3名で現地を確認して参りました。15ページの地図をご覧ください。秋留台公園の西のアンダーパスから上がって来た通りを、●へ●本行った路地を、●へ150メートルほど入った、茶抜きのお茶の畑だったんですけれども、それを今年ぐ

らいだったかな、抜根した場所です。それで、抜根した根っこか上の部分がまだ全部枯れた状態でそのまま積んであったので、先日〇〇君に会ったので聞いてみたところ、地主の方が8月中に一応撤去してくれる事にはなっているんです、と言う説明でした。多分それを取っても、結構まだ下が荒れた畑の状態だと思うので、5年契約になっているみたいなので、段々畑が良くなってくれば、面積も広いですし、いい畑になると思うのですが、現状としてはそのような状況です。〇〇君はファーマーズセンターに入って一生懸命やっている人なので、問題はないと思いますけれども、その辺のところだけ一応事務局の方も確認のほど、よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(田中英雄委員) この賃借権と使用貸借権は、意味は違うのですか？

(事務局) 使用貸借権は金銭のやり取りはなくて、賃借権の方は毎年いくら払いますという、金銭のやり取りがある契約ですね。その違いです。

(議長) 他にご質問ございますか？

(谷澤職務代理) この案件が通った場合、契約的にはいつから使えるのですか？

(事務局) これで決定しましたら告示をして、一応9月1日からは・・・

(谷澤職務代理) それで、先ほど堀江委員からも、お茶の枯れた物があるという事で、かなりあるという事なのですが、あと一週間ぐらいしかないのですが・・・

(事務局) そうですね。そういう話になっているので、そこはこちらでも確認して、まだなようでしたらこちらでも支援してやりたいと思います。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして第5号議案、番号1について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。こちら第5号議案につきましては、生産緑地の追加指定ということになりますので、よろしく願います。それでは5ページをご覧くださいと思います。第5号議案、生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について。生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成するに当たり農業委員会へ下記農地の照会があった。このことについては、生産緑地法第2条第1号に規定する農地と認められるので、その旨回答する。平成30年8月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて担当の栗原剛委員、説明願います。

(栗原剛委員) はい。地図は16ページをお願いいたします。8月20日に事務局と現地確認をし

て参りました。場所の方ですが、地図の真ん中に●●●●駅が大きくあります。駅の裏手になるんですけども、一段上がった高台の所になります。縦に細長い農地なんですけれども、下側の3分の1ぐらいは竹林になっておりまして、タケノコが毎年採れるという事でありました。上側の3分の2に関しては栗の老木が数本残っていたのですが、栗の変わりに柑橘系の果樹の幼木が新たに何本か植えてありまして、本数的にもこの面積に照らし合わせて、特に問題ないのかなと思いました。若干下草が生えているような状態ではあったのですが、ずっと生えっぱなしという感じではなくて、刈った草がまた生えてきたという感じではありまして、普段から草刈り等はしてもらっているのかなという風に思います。申請者の〇〇さんにつきましては、直売所の会員でありまして、五日市ファーマーズセンターの方にもまめに出荷されていますので、今後の管理の方は特段問題ないのではないかなと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と栗原剛委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することに異議はございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、その旨回答することにいたします。続きまして番号2についてですが、3名が該当する案件となりますので、それぞれ一時退室をお願いいたします。

(3名退室)

(議長) それでは、番号2につきまして、事務局説明をお願いします。

(事務局次長) はい。番号2、土地の所在及び地番、地目、地積、所有者住所、氏名につきましては省略させていただきます。●●件、●●筆、●●, ●●●㎡となります。17ページの案内図をご覧ください。こちらにつきましては、7月の全員協議会でも説明させていただきましたが、引田区画整理内の農地となっております。こちらの農地につきましては、先日都市計画課、農林課の職員と谷澤委員と橋本和夫委員で、現地調査をさせていただきまして、一部草が生えている所もございましたが、そちらに関しては指導させていただいて、肥培管理をしていただいて、現在きれいになっております。それではご審議をお願いいたします。なお、この生産緑地の追加指定は8月総会だけではなくて、9月総会までとなりますので、残り、また申請がございましたら、改めて9月総会に案件としてかけさせていただく事になると思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

(議長) はい。ただいま事務局より説明していただきましたが、何か質問の方はありますでしょうか?

(坂本委員) ちょっと教えてもらいたいのですが、今回の指定については、ここから30年ということではよろしいのでしょうか?

(事務局) 区画整理事業の時に、今の地番が今度換地処分をした時に、生産緑地を継続するのであれば、新しい地番が発生しますので、そこでもう1回指定をしなければいけないんですね。今回この旧地番で指定をしてですね、来年の新地番の時に指定を・・・

(坂本委員) 来年じゃ、まだ耕作できないんじゃないですか？

(事務局) 仮換地の地番が発生した時点で指定をしておけば、現状まだ動いてなくても、新しい地番として指定をすれば、生産緑地としては継続となるんですけれども、結局、その時点で指定をしなければ、そこで、消滅してしまうんですね。

(事務局次長) そこでまた選択ができる仕組みとしています。

(小川委員) あの、武蔵引田駅北口の土地開発事業なんだけど、進捗状況というのはどんな状態なんですか？

(事務局) 一応、仮換地が今度中に決まる予定なんですね。その後、駅の南東の踏切側あたりから徐々に工事は動き始めるという形です。やっここで動き始めるような・・・それでそこから10年弱くらいかかって工事していく形になるので、今はまだ前段の詰めに入っているような段階ですね。

(小川委員) それで仮換地指定の時に、今度はどっちにするかを・・・今回はかけたけど、やめる事もできる？

(事務局) できなくはないです。

(小川委員) だから、作業は10年先になるかも知れないけど・・・

(事務局) 仮換地で新しい地番で、そこで指定をしなければ終わりになります。もし新しい地番でも指定したいというのであれば、できますけれども、そこから30年になりますので、そこはまたどうするのかというのは、その時にまた判断していただくようになります。

(小川委員) でも、皆さんは今の所は仕組みを承知して、今回、話はまとまった訳ですね？

(事務局) はい。皆さん納得して申請していただいている形になります。中には、うちはいいよ、という人もいるので、この区画内の全てが、という訳ではありません。あくまでも希望した方だけ今回上げさせていただいていますので。

(議長) 当然、生産緑地に指定するなら、今まで以上に管理等していかなければいけないと思いますので、これを認めた以上は農業委員もちゃんと見て回らなければいけないと思いますので、そこのところをよろしくお願いします。

それでは、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、その旨回答することにいたします。それでは皆さんに入ってください。

(3名入室)

(議長) それでは、報告事項に移ります。専決の報告を、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局) はい。それでは平成30年あきる野市農業委員会8月の総会専決処理を報告させていただきます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、9月25日、火曜日、午後1時30分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時16分